

(案)

岩手海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。

令和 8 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 亘 理 榮 好

1 制限の期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

2 制限の内容

- (1) 岩手県海面において、全長 30 センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。
- (2) 漁業を営む者、漁業を営む者のために水産動物の採捕に従事する者又はこれらの者以外の者であって水産動物の採捕を行う者（以下「漁業者等」という。）は、(1)の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、又は販売してはならない。
- (3) 漁業者等が試験研究機関の標識が付いたひらめ（全長 30 センチメートル未満のものに限る。）を採捕し当該試験研究機関に提供するためこれを所持する場合は、(1)本文及び(2)の規定は適用しない。

ひらめの採捕制限に関する委員会指示の新旧対照表

旧 (令和7年度委員会指示)	新 (令和8年度委員会指示(案))
岩手海区漁業調整委員会指示第3号 漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。 令和7年9月2日 岩手海区漁業調整委員会 会長 亘 理 榮 好 1 制限の期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで 2 制限の内容 (1) 岩手県海面において、全長30センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。 (2) 漁業を営む者、漁業を営む者のために水産動物の採捕に従事する者又はこれらの者以外の者であって水産動物の採捕を行う者(以下「漁業者等」という。)は、(1)の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、又は販売してはならない。 (3) 漁業者等が試験研究機関の標識が付いたひらめ(全長30センチメートル未満のものに限る。)を採捕し当該試験研究機関に提供するためこれを所持する場合は、(1)本文及び(2)の規定は適用しない。	岩手海区漁業調整委員会指示第 号 漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。 令和8年 月 日 岩手海区漁業調整委員会 会長 亘 理 榮 好 1 制限の期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで 2 制限の内容 (1)～(3) [略]

岩手海区漁業調整委員会 会 長 殿

岩手県漁業協同組合連合会

代表理事会長 山 崎 義 広



ヒラメの採捕制限に係る海区漁業調整委員会指示の継続について

本会の事業推進にあたりましては、日頃格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県においてはヒラメ漁獲量の増大を図り、もって漁業生産及び漁業所得の向上と漁家経営の安定に資するため、平成 8 年に本会において策定した「岩手県ヒラメ資源管理計画」に基づく小型魚の全長制限（再放流）などの自主規制への取り組み、また、平成 18 年に岩手県において策定した、「ヒラメ資源回復計画」及び平成 23 年度からの「岩手県資源管理指針」に基づく資源管理計画による漁獲努力量削減への取り組みのほか、ヒラメの増殖経費に充てるためヒラメ水揚漁業者からの受益者負担の導入など、ヒラメの資源管理に向けた取り組みを行政、漁協系統及び漁業者一体となって実施して来たところであります。

これらの取り組みを担保するため、平成 19 年以降、毎年、岩手海区漁業調整委員会指示により遊漁等も含めたヒラメ漁獲に関する制限が加えられ、一定の効果が発現されているものと思料いたしております。

つきましては、今後とも漁獲努力量削減措置の効果を上げ、安定的な資源、漁獲量を確保し、漁家経営の向上に資するため、下記のとおり海区漁業調整委員会指示を継続されたく、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1. 岩手県海面において、全長 30cm 未満のヒラメの採捕を禁止すること。
2. この禁止の実効を上げるための措置を講じること。
3. 発動期間を周年とすること。



ひらめの採捕制限に関する委員会指示の変遷

期 間	委員会指示による制限の内容	備 考
平成19年度 、 平成25年度	(1) 岩手県海面において、全長30センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。 (2) 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、(1)の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。	
平成26年度	(1) [略] (2) 漁業を営む者、漁業を営む者のために水産動物の採捕に従事する者又はこれらの者以外の者であって水産動物の採捕を行う者は、(1)の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、又は販売してはならない。	全長30cm未満のひらめの採捕禁止は一般に定着しつつあり、今後、岩手県漁業調整規則による規制への移行も想定されることから、委員会指示の内容を当該規則における水産動物の採捕等に関する規制の方式(第1項(1)で採捕の禁止、第2項(2)で所持・販売の禁止)と合わせるように見直す。なお、所持・販売の禁止の対象者は、漁業者、漁業従事者及び遊漁者とする。
平成27年度 、	(1) [略] (2) 漁業を営む者、漁業を営む者のために水産動物の採捕に従事する者又はこれらの者以外の者であって水産動物の採捕を行う者(以下「漁業者等」という。)は、(1)の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、又は販売してはならない。 (3) 漁業者等が試験研究機関の標識が付いたひらめ(全長30センチメートル未満のものに限る。)を採捕し当該試験研究機関に提供するためこれを所持する場合は、(1)本文及び(2)の規定は適用しない。	岩手県水産技術センター等の試験研究機関が実施するひらめの標識放流調査が円滑に行われるよう、当該調査のため標識放流され、その後漁業者等によって採捕された全長30cm未満のひらめを当該漁業者等が当該試験研究機関に対して提供するためこれを所持する場合は、(1)本文及び(2)の指示は適用しないこととする。

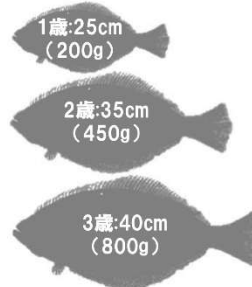
令和7年度 岩手県沖における漁業資源の生態と資源特性（抜粋）

資源量水準：高位

資源動向：横ばい

1-1 ヒラメ

（呼び名：ひらめ・そげ）



1) 一般的な生態

ヒラメは、北海道中部以南の日本周辺に分布しています。魚食性が強く、イワシ類やイカナゴなどを主な餌としています。岩手県周辺では、水温の高い夏には水深50m以浅に生息していますが、冬場になると水深100～200m近くまで移動します。産卵期は6～7月で、約1ヶ月の浮遊期間中に眼が片側に移動し、水深5m前後の砂浜域に着底して親と同じ生活に移ります。

成長は早く、1歳で全長25cm（200g）、2歳で全長35cm（450g）、3歳で全長40cm（800g）に達します。オスは2歳、メスは3歳で成熟し、産卵に加わるようになります。

2) 水揚げ動向

ヒラメは、主に定置網、底刺網により漁獲されています。岩手県では、岩手海区漁業調整委員会指示に基づき全長30cm未満のヒラメの採捕が禁止されており、漁獲対象は30～40cm（1～3歳魚）が主体となっています。

水揚げ量は震災以降急増し、平成26年には過去最高の257トンに達しました。その後、平成27年以降減少していましたが、令和2年から再び徐々に増加しています。令和7年の水揚げ量は145.6トン（前年比85%、過去平均比116%）で、前年を下回りました（図1-1）。

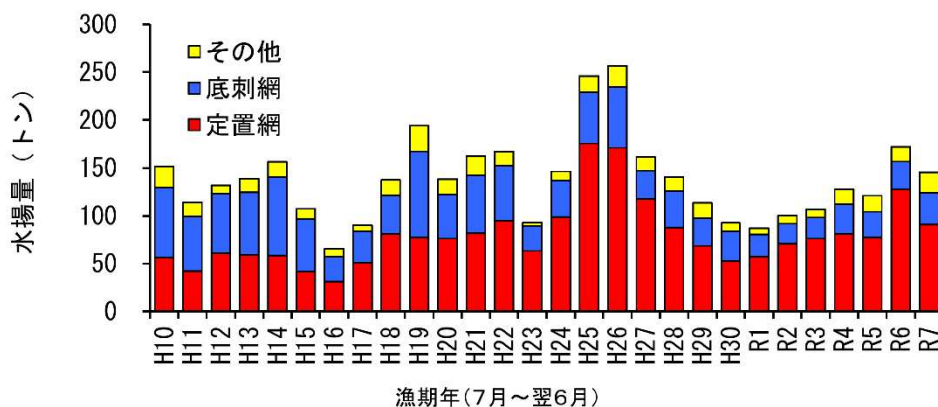


図1-1 岩手県におけるヒラメの漁法別水揚げ量

3) 資源動向

魚市場水揚げ物の全長組成（図1-2）と水揚げ量に基づく推定資源量（図1-3）は、平成22年頃から3歳以上の高齢魚を主体として増加し、平成25年にピークとなりました。その後、平成29年にかけて一時的な減少傾向に転じたものの、令和元年から再び増加傾向となり、令和6年は前年を上回りました。

今後の加入の指標となる野田湾及び大槌湾における着底稚魚分布密度は、平成28年以降低水準で推移していましたが、令和7年は野田湾、大槌湾の両海域で前年を上回り、特に野田湾では平成17年以降で最高の分布密度となりました（図1-4）。

以上の結果及び資源動向から、ヒラメの資源量水準は高位、動向は横ばい傾向にあると判断しました。

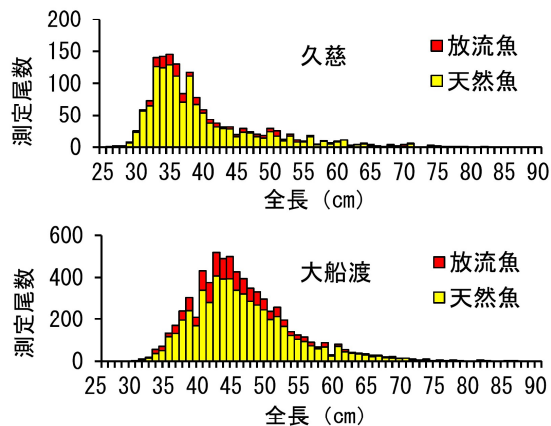


図1-2 岩手県におけるヒラメの全長組成
(久慈及び大船渡魚市場魚体測定に基づく)

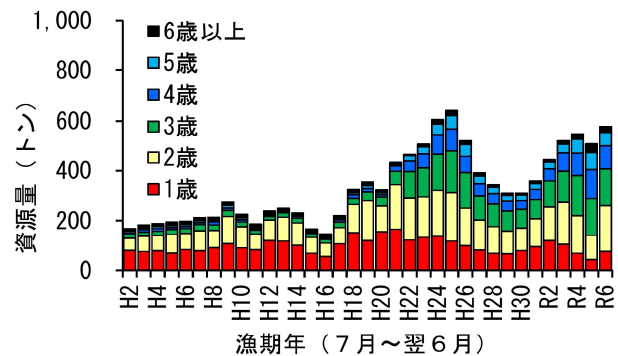


図1-3 岩手県におけるヒラメの年齢別推定資源量
(天然・放流込)

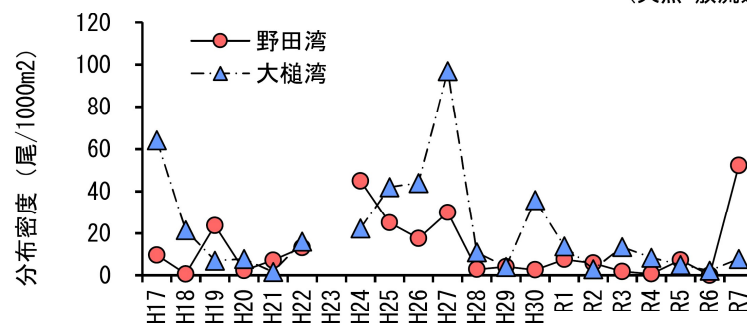


図1-4 野田湾及び大槌湾における着底稚魚分布密度

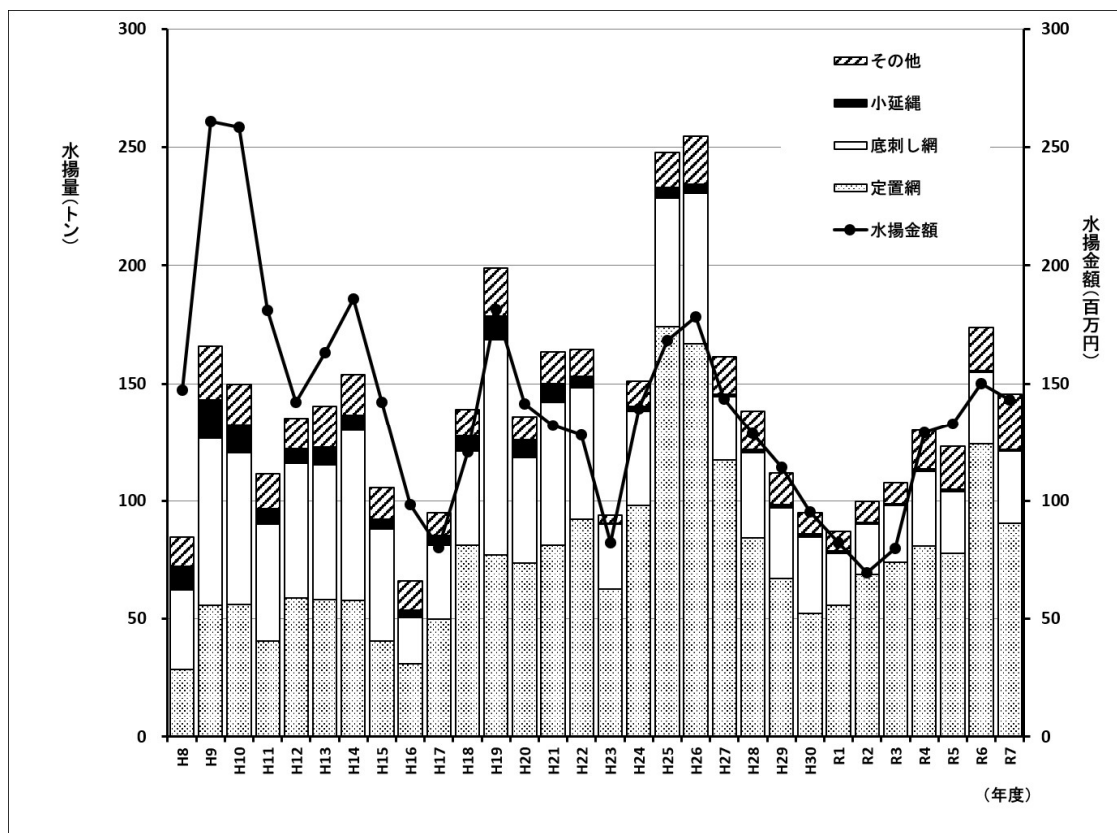
資源管理に関するコメント

ヒラメの資源量は震災以降、高齢魚を主体として高い水準で推移していますが、近年は若齢魚が減少傾向です。

安定的な漁獲を維持するためには、現行の資源保護措置を継続し、若齢魚（小型個体）を確実に保護することが重要と考えられます。

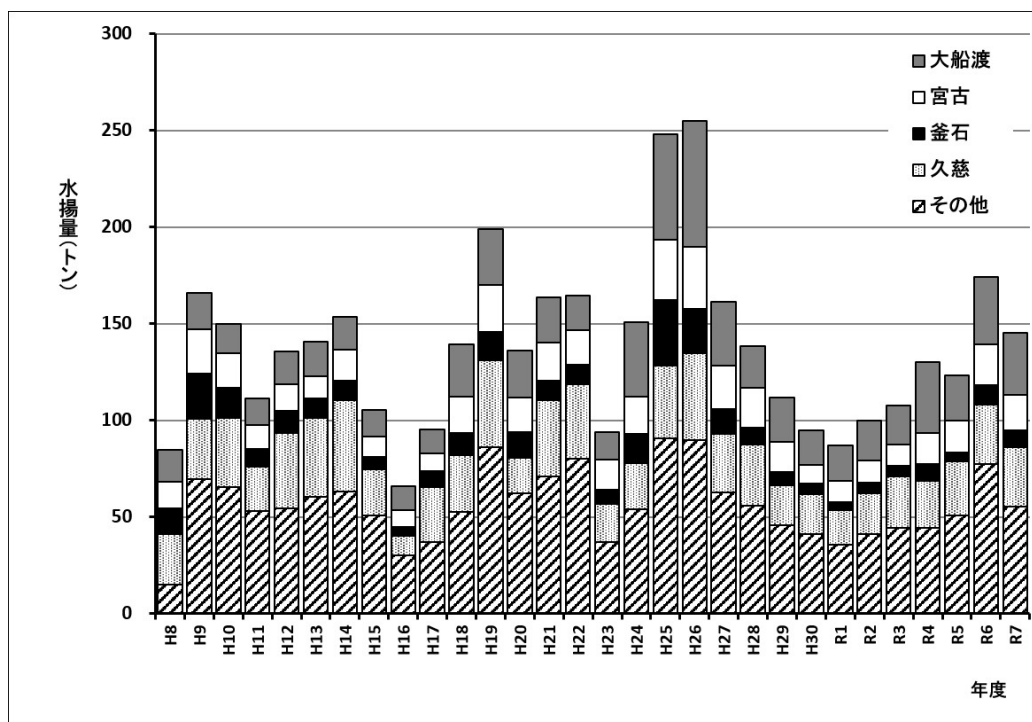
県内魚市場におけるひらめの水揚状況

1 漁業種類別水揚量及び水揚金額



資料：岩手県水産技術センター水産情報配信システム調べ

2 魚市場別水揚量



資料：岩手県水産技術センター水産情報配信システム調べ

【参考】

岩手県のひらめ資源管理体制の推移

魚種	計画	策定主体	策定年月	内容
ヒラメ	資源管理推進指針	県	H 6. 3	① 全長制限:30cm 未満の小型魚の再放流
	資源管理計画	県漁連	H 8. 6	① 全長制限:30cm 未満のヒラメの再放流 ② 網目制限: 4 寸目未満使用禁止 (6～10 月) (いかり止め底刺網漁業) ③ 禁止区域の設定:増殖場、放流区域
	資源回復計画	県	H18. 2	① 全長制限:30cm 未満のヒラメの再放流 ② 網目制限: 4 寸目未満禁止 (6～10 月) (いかり止め底刺網漁業) ③ 種苗放流、漁場環境保全
	漁獲努力量削減計画	県漁連	H18. 8	資源回復計画の①, ②の内容
	資源管理指針	県	H23. 3	① 平成 18 年に策定したヒラメ資源回復計画に基づいて平成 19 年 9 月 7 日岩手海区漁業調整委員会指示第 3 号を発動し、全長 30 c m未満のヒラメ採捕の禁止を徹底 (その後、現在まで同様の委員会指示が毎年発動されている) ② 栽培漁業と現行の全長制限の継続によって、現状の資源状況を維持することを目標とする。
	資源管理方針 (ひらめ太平洋北部系群の箇所を抜粋)	県	R2. 12	① 国が行う資源評価において判断される親魚資源量を、提案された目標管理基準値案に維持する。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。 ② 岩手海区漁業調整委員会指示による公的規制を遵守するとともに、当該資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第60条第1項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第7項に規定する入漁権をいう。次条第1項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- 2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第1項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。
- 4 第1項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 第1項の規定による指示については、第86条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県知事」とあるのは、「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する第86条第3項の規定による指示に従ってされた第1項の指示については、第4項の規定は適用しない。
- 7 農林水産大臣は、第5項において準用する第86条第3項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の6第1項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 8 第1項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。
- 9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。
- 10 前項の期間は、15日を下ることができない。
- 11 第9項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第8項の申請に係る者に対し、第1項の指示に従うべきことを命ずることができる。
- 12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第86条第3項の規定を準用する。

第191条 第120条第11項（第121条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。